

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(変更)

		担当課	デジタルシフト推進課	検索番号	1-1
法令名	放送法	根拠条項	174		
不利益処分 (根拠規定)	小規模施設特定有線一般放送の業務の停止命令				
(処分基準)	愛媛県小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理要領第12条第2項 (別添資料のとおり)				
(その他)	第四次一括法の一部施行に伴う放送法の一部改正により、「小規模施設特定有線一般放送」の業務に関する事務・権限について、平成28年4月1日より総務大臣から都道府県知事に移譲された。				
	【小規模施設特定有線一般放送の概要】 (1)有線放送施設の規模が51端子移譲500端子以下のもの (2)基幹放送の同時再放送のみを行うもの (3)有料放送及び区域外放送を行っていないもの (4)施設の設置場所及び業務区域が一の都道府県の区域内のもの の4つの要件を全て満たす有線一般放送のこと。				
	【移譲される事務・権限】 ・業務開始等の届出 (第133条第1項、第2項、第134条第2項、第135条第1項、第2項) ・有線電気通信設備の設置の状況等についての資料請求、業務の状況に関する報告徴収及び立入検査等 (第145条第2項、第3項、第4項) ・業務の停止命令 (第174条)、資料の提出の要求 (第175条)				
★参考	放送法 第174条 総務大臣は、放送事業者 (特定地上基幹放送事業者を除く。) がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、三月以内の期間を定めて、放送の業務の停止を命ずることができる。				

愛媛県小規模施設特定有線一般放送に関する事務処理要領(抜粋)

第12条 (略)

- 2 処分の量定日数については、別紙6に規定する量定基準により行うものとする。

別紙6 (第12条第2項関係)

小規模施設特定有線一般放送の業務に係る放送法第145条第1項の規定の違反に対する行政処分等の量定基準

- 1 処分の量定は、次により行うものとする。
 - (1) 処分の量定日数は、別表1の評定表により評定点を算出し、別表2の量定表により決定するものとする。
 - (2) 前号の規定により量定日数を算出する場合、違反の経歴を有する者が行った違反については、次に定める量定日数の範囲内で加重することができる。
 - ア 行政処分の執行が終了した日又は行政処分の執行後告発がなされ、司法処分が確定した日から1年を経過しないときに行われた違反であるときは、第1号により算出した量定日数の2分の1。
 - イ 行政処分の執行が終了した日又は行政処分の執行後告発がなされ、司法処分が確定した日から1年を超え2年を経過しない間において行われた違反であるときは、第1号により算出した量定日数の4分の1。
- 2 処分の期間は、量定日数をもってその日数とする。ただし、1日未満の端数は切り捨てるものとする。

別表1

評 定 表

評定点は、違反評定により決定した評点を通算して決定するものとする。

(違反評定)

区 分	内 容				評 点 点
① 責任条件	A	故意			30
	B	過失			15
② 行為の積極性	A	極めて強い			30
	B	強い			20
	C	弱い			10
③ 違法実害 電柱の無断共架・添架本数、 道路の無許可占用延長等			無断共架・添架電柱本数	道路無許可占用延長	
	A	極めて強い	5,000 本以上	100km 以上	各 15
	B	強い	1,000 本以上	20km 以上	各 10
	C	弱い	1,000 本未満	20km 未満	各 5

注 1. 責任条件がBに該当する場合は、行為の積極性の評定は行わないものとする。

2. 違反評定は、次により行うものとする。

① 責任条件

A 故意

道路占用許可、電柱共架・添架承諾等のない設備であることを知りながら、有線一般放送の業務を行った場合

B 過失

道路占用許可、電柱共架・添架承諾等に関し、更新の期限切れを失念していた場合又は正当な権原（限）者についての錯誤があった場合等

② 行為の積極性

A 極めて強い

③の違法実害において、無断共架・添架電柱本数の設備区域内共架・添架電柱総本数に占める割合若しくは道路無許可占用延長の設備区域内道路占用総延長に占める割合（以下「違法割合」という。）が75%以上の場合又は改正法施行後、違法設備の規模を拡大した場合等

B 強い 違法割合が50%以上の場合又は警告後に違法状態是正のための何らかの措置もなされない場合等

C 弱い 違法割合が50%未満の場合又は警告後に違法状態是正のための具体的な措置がなされている場合等

③ 違法実害

ア 無断共架・添架電柱本数及び道路無許可占用延長のそれぞれについて、各区分に応じて、15、10、5点の評定を行い、各評点を合算するものとする。

イ 電柱以外のものへの無断共架・添架については、該当件数を無断共架・添架電柱本数に加えるものとする。

別表2

量定表

区 分	処 分				
評定点の区分	50点以下	51～ 60	61～ 70	71～ 80	81～ 90
量定日数	10日～	20日～	30日～	45日～	～60日